

令和 7年7月25日

三重県知事 一見 勝之 様

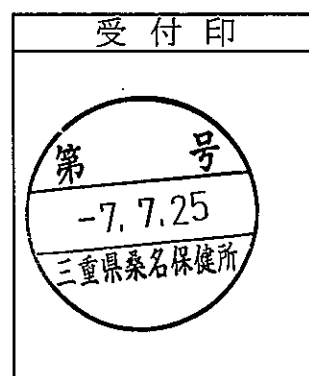
医療法人の住所 三重県桑名市大字東方588番地1
医療法人の名称 医療法人 月井整形外科
理 事 長 名 月井 弘幸
電 話 0594(23)2002

決 算 届

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 月井整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市大字東方588番地1
- 注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成10年 11月20日
- (4) 設立登記年月日 平成10年12月 2日

2 事業の概要

- (1) 本 来 業 務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許 可 病 床 数
診療所	月井整形外科	2410105536	三重県桑名市大字東方588番地1	一般病床 床
				療養病床 床
				[医療保険 床]
				[介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- 注) 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
- 注) 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種 類 又 は 事 業 名	開 設 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

D330

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 7月 20日 前年度の決算の決定及び役員報酬の決定

令和 7年 5月 31日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 月井整形外科

※医療法人整理番号

D 3 3 0

所在地 三重県桑名市大字東方588番地1

財 産 目 録

(令和 7年 5月31日現在)

1. 資 産 額	126,596	千円
2. 負 債 額	48,073	千円
3. 純 資 産 額	78,523	千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A. 流 動 資 産	22,471
B. 固 定 資 産	104,125
C. 資 産 合 計 (A+B)	126,596
D. 負 債 合 計	48,073
E. 純 資 産 (C-D)	78,523

注)財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有	■賃借	□部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□法人所有	■賃借	□部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 月井整形外科
所在地 三重県桑名市大字東方588番地1

※医療法人整理番号 D 3 3 0

貸 借 対 照 表
(令和 7年 5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,471	I 流 動 負 債	12,480
II 固 定 資 産	104,125	II 固 定 負 債	35,593
1 有 形 固 定 資 産	32,666	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	48,073
3 その他の資産	71,459	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	68,523
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	78,523
資 産 合 計	126,596	負債・純資産合計	126,596

様式4-2

法人名 医療法人 月井整形外科
所在地 三重県桑名市大字東方588番地1

※医療法人整理番号 D 3 3 0

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	86,466
2 事業費用	90,192
本来業務事業損失	3,726
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,726
II 事業外収益	889
III 事業外費用	398
経常損失	3,235
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	3,235
法人税等	72
当期純損失	3,307

監事監査報告書

医療法人 月井整形外科
理事長 月井 弘幸 殿

私は、医療法人 月井整形外科 の令和6年 会計年度(令和 6年 6月 1日 から令和 7年 5月31日まで) の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 7月 19日
医療法人 月井整形外科
監 事 月井 完治